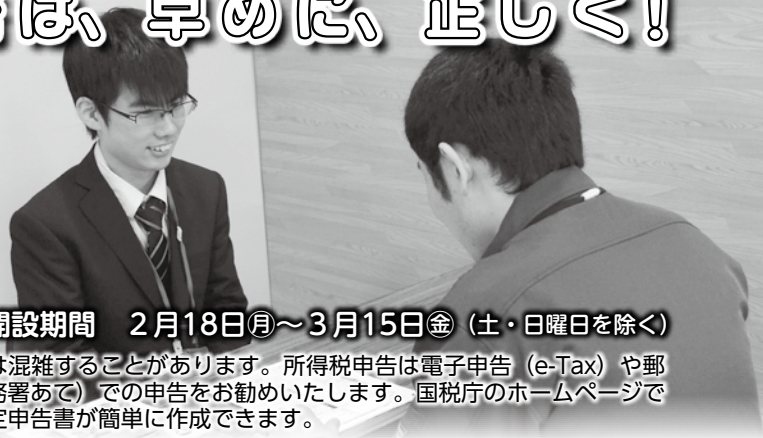


申告は、早めに、正しく!



国税庁のホームページで所得税の
確定申告書が作成(検算)できます
<http://www.nta.go.jp>

また、作成した申告情報を利用して電子申告(e-Tax)することもできます。

くわしくはe-Taxホームページをご覧ください。

※電子申告の際は、電子証明書(有効期限3年)が必要です。期限切れにご注意ください。

e-Taxを利用して所得税の申告をする
と下記の利点があります。

その1 最高3,000円の税額控除を受けることができます。

前年以前に同控除を受けていない方が対象で、申告期限内に申告する必要があります。

その2 添付書類の提出又は提示を省略できます。

医療費の領収書や源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示を省略できます(確定申告期限から5年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

その3 還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮)。

申告会場開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)

申告会場は混雑することがあります。所得税申告は電子申告(e-Tax)や郵送(茂原税務署あて)での申告をお勧めいたします。国税庁のホームページで所得税の確定申告書が簡単に作成できます。

市役所市民税課

〒297-8511
茂原市道表1番地
☎(20)1577 FAX(20)1609



※会場は市民室(左手前)です。入口は向かって右側です。



茂原税務署

〒297-8501
茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎
☎(22)2166



申告の期間・受付場所 および受付時間

窓口での申告相談及び申告書の受付は次のようになります(土・日曜日を除く)。

◆市・県民税の申告(茂原市役所のみ受付)

1月以降～2月15日(金)

2階市民税課窓口

2月18日(月)～3月15日(金)

市役所市民室・本納支所

◆所得税の申告

2月18日(月)～3月15日(金)

茂原税務署・市役所市民室・本納支所

◆受付時間

①市役所市民室、本納支所

8時30分～17時(土・日曜日を除く)

申告の際は、16時30分頃までに来庁するようご協力をお願いいたします。混雑状況などにより、受付終了時間の変更になる場合があります。市・県民税申告書は郵送での受付もできますので、収入・控除等の必要書類を同封して市役所市民税課へお送りください。

②茂原税務署(確定申告のみ)

9時～17時(土・日曜日を除く)

税務署では、自書作成指導の他に、パソコンを使用して申告書を作成できるコーナーを設置しています。

なお、税務署では、所得税申告書を郵送または時間外収入受箱に投函することにより提出することもできます。

※雑損控除を受けられる方や青色申告者、譲渡所得者(土地や建物等の不動産、ゴルフ会員権や株式等の資産をお売りになった方)は直接茂原税務署で申告してください。

茂原税務署では、平成25年1月4日(金)から消費税の申告書・所得税の還付申告書の提出を受付けています(土・日及び祝日を除く)。

また例年3月10日頃を過ぎると、窓口が大変混雑します。申告は早めに正しく済ませましょう。

申告書は、納税者が自分で作成し、提出していただくことを原則としています。提出のみの方は待ち時間なしで優先的に受付いたします。

市役所や税務署では、記載

除く)

除く)

申告の受付について

申告書は、納税者が自分で作成し、提出していただくことを原則としています。提出のみの方は待ち時間なしで優先的に受付いたします。市役所や税務署では、記載